

国保だより

— 第 42 号 —

発 行 宮城県国民健康保険団体連合会
仙台市青葉区上杉1-2-3
発行人 事務局 長 門間 博幸
TEL 022-222-7075 (審査業務課)
022-222-7074 (審査管理課)
022-222-7170 (情報管理課)
<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

1 保険医療機関、保険調剤薬局、訪問看護ステーションの皆様へのお願い

各種請求、届出の際は、以下の項目に御注意願います。

乳幼児医療費請求書（社保用）の送付先について

乳幼児医療費請求書（社保用）は本会に送付願います。

支払基金宮城支部への誤送が多く発生しておりますので、送付先を再確認願います。

特別療養費レセプトの提出について

特別療養費レセプトを提出する際は、電子情報処理組織及び光ディスク等での提出はできません。提出に当たっては紙レセプトで、通常のレセプトとは区別して提出願います。

診療（調剤）報酬請求等について

平成27年1月以降の診療（調剤）報酬請求書等の受付締切日は、後記「レセプト提出日」のとおりです。

月初から受付を行っておりますので、早期提出に協力願います。

また、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますので、持参又は郵送等の場合、提出期限の時間内に届くようお願いいたします。

なお、提出期限を過ぎた場合は、翌月の取り扱いとなりますので、注意願います。

レセプト等の誤送について

毎月、以下のようなレセプト等の誤送が発生しておりますので、送付前にもう一度確認願います。

- ・国保と社保を入れ違えて送付された。
- ・磁気媒体に貼付するシール（国保と社保）の記載がデータと違っていた。
- ・送付された磁気媒体にデータが入っていなかった。
- ・診療（調剤）報酬請求書のみを送付し、助成申請書などを入れ忘れていた。

医療費助成申請書について

助成申請書（心身障害者・母子父子家庭）は、レセプト等の提出期限までに提出願います。（提出期限を過ぎた場合は、該当市町村へ直接送付してください。）

他県分の助成申請書（心身障害者・母子父子家庭）及び乳幼児助成申請書は、本会では受付できませんので、該当する都道府県の市町村へ直接送付願います。

第三者行為のレセプト表示について

国保及び後期高齢者医療の被保険者が、交通事故など第三者行為によって負傷し保険証を使用して受診した場合は、レセプトの「特記事項」欄に「10第三」と表示願います。

依頼返戻申し出書の送付について

本会に返戻を依頼する際に提出する「診療（調剤）報酬明細書の返戻依頼について（国保・後期）」（様式1）は、下記の期日までに提出願います。

- ・ 県内保険者 : 提出月の25日まで（必着）
- ・ 県外保険者 : 提出月の15日まで（必着）

お知らせ**① レセプト提出日**

提出期限は下記のとおりとなっておりますが、早期提出に協力願います。

提出月	FD・MO・CD-R又は紙レセプト請求		オンライン請求
	提出協力日	提出期限	提出期限
5月	5月 8日（金）	5月11日（月）	毎月10日 （※）
6月	6月 9日（火）	6月10日（水）	
7月	7月 9日（木）	7月10日（金）	
8月	8月 7日（金）	8月10日（月）	

（※）オンライン請求分で毎月10日にエラーとなったレセプトデータのみ、12日が提出期限となります。

② 診療報酬等支払予定日

審査月 （診療月）	4月 （3月）	5月 （4月）	6月 （5月）	7月 （6月）	8月 （7月）
電子レセプト 請求機関	5月20日 （水）	6月22日 （月）	7月21日 （火）	8月20日 （木）	9月24日 （木）
紙レセプト 請求機関	5月28日 （木）	6月29日 （月）	7月30日 （木）	8月28日 （金）	9月29日 （火）

◆ 平成27年度診療報酬請求書等受付期限・診療報酬支払予定日年間日程表を本会ホームページに掲載しております。

2 高額療養費見直しに伴うレセプト「特記事項」欄の記載と自己負担限度額について

70歳未満における高額療養費の所得区分の細分化（平成27年1月1日施行）に伴うレセプト「特記事項」欄の記載と自己負担限度額については、以下のとおりです。

【特記事項と自己負担限度額】

平成26年12月以前		⇒	平成27年1月以降	
特記事項	自己負担限度額		特記事項	自己負担限度額
17：上位 〈22：多上〉	150,000円＋ (医療費－500,000円)×1% 〈4月目～：83,400円〉		26：区ア 〈31：多ア〉	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% 〈4月目～：140,100円〉
18：一般 〈23：多一〉	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 〈4月目～：44,400円〉		27：区イ 〈32：多イ〉	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% 〈4月目～：93,000円〉
19：低所 〈24：多低〉	35,400円 〈4月目～：24,600円〉		28：区ウ 〈33：多ウ〉	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 〈4月目～：44,400円〉
			29：区エ 〈34：多エ〉	57,600円 〈4月目～：44,400円〉
			30：区オ 〈35：多オ〉	35,400円 〈4月目～：24,600円〉

※ 自己負担限度額の〈 〉内の金額は、多数回該当の場合。

※ 特記事項の〈 〉は、特定疾病給付対象療養（51.52.54 公費）高額療養費の多数回該当で入院の場合。

3 平成27年1月から12月までの医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
① 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみ	特記事項へは記載しない
② 反映前の受給者証＋「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）	「現役並み」として記載する
③ 反映前の受給者証＋限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

※ 平成26年12月22日付け保医発1222第2号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正についてより抜粋。

宮城県からのお知らせ

* 国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮城県保健福祉部から以下のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

保険者番号・ 保険者名	被保険者証記号番号・ 交付年月日	被保険者証を 無効とする日	問合せ先	備考
030072 岩手県久慈市	007-0000167 平成26年8月1日	平成26年11月25日	久慈市市民課 国保グループ Tel.0194-52-2111	「㊟」の表示 のないものに 限る。
030148 岩手県八幡平市	1150-0011 平成26年9月1日	平成26年12月8日	八幡平市 市民課 国保年金係 Tel.0195-74-2111	「再交付」の 表示がないも のに限る。
	1170-0264 平成26年9月1日	平成26年10月29日		
	9490-0011 平成26年9月1日	平成26年10月1日		
110015 埼玉県川越市	180-9946 平成26年10月1日	平成26年11月6日	川越市 国民健康保険課 資格賦課担当 Tel.049-224-8811	
	076-0544 平成26年10月1日	平成26年10月15日		
280057 兵庫県西宮市	3735826 平成26年12月1日	平成26年12月26日	西宮市 国民健康保険課 資格・賦課チーム Tel.0798-35-3117	
	3780251 平成25年12月1日	平成26年10月20日		
290106 奈良県葛城市	奈50-3003985 平成26年5月30日	平成26年11月10日	葛城市保険課 Tel.0745-69-3001	
460196 鹿児島県 南さつま市	南さつま00210097 平成25年8月1日	平成27年1月13日	南さつま市保健課 国保年金係 Tel.0993-53-2111	再交付の表示 がないものに 限る。
461152 鹿児島県南種子町	南国保-69066 平成26年4月1日	平成27年1月16日	南種子町 保健福祉課 保険給付係 Tel.0997-26-1111	「㊟」の表示 のないものに 限る。
	南国保-66522 平成26年4月1日	平成27年1月19日		
	南国保-06939 平成26年4月1日	平成27年1月20日		
461384 鹿児島県屋久島町	屋国保10044776 平成26年2月1日	平成27年1月13日	屋久島町 健康増進課 国民健康保険係 Tel.0997-43-5900	再交付の表示 のないものに 限る。
	屋国保20059160 平成26年2月1日	平成27年1月15日		
	屋国保20032654 平成26年2月1日	平成27年1月19日		